

武蔵野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年12月武蔵野市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後</u>又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験</u>を有する者 (2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当</u>	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又は<u>これに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験</u>を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学にお	字句の削除 字句の改正 字句の改正 字句の追加 字句の改正

<u>する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	<u>いて機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</u>	字句の改正 字句の追加
(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、<u>5年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。<u>次号において同じ。</u>）、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）	字句の追加 字句の追加 字句の改正 字句の追加
	(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>6年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を</u></u>	号の追加

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	<u>有する者に限る。）</u> (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「<u>高等学校等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>	号の繰下げ 字句の追加 字句の改正 字句の追加 号の追加
(5) 10年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(7) 10年以上<u>水道等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>	号の繰下げ及び 字句の改正 字句の追加
(6) 第1号又は第2号の規定による卒業者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は	(8) 第1号又は第2号の規定による卒業者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又	号の繰下げ 字句の改正

大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業者にあっては<u>1年以上</u>、第2号の規定による卒業者にあっては<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>	は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業者にあっては<u>2年以上</u>、第2号の規定による卒業者にあっては<u>3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>（<u>第1号の規定による卒業者にあっては1年以上、第2号の規定による卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）	字句の改正 字句の改正 字句の追加
(7) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する土木科若しくはこれに相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(9) 外国の学校において、<u>第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>（<u>それぞれ当該各号に規定する年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）	号の繰下げ及び字句の改正 字句の改正 字句の追加
(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項<u>の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者</u>	(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項<u>に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に</u>	号の繰下げ 字句の改正

に限る。)であって、1年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	に限る。)であって、1年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの <u>(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(II) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項に規定する土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	字句の改正 字句の追加 号の追加
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 <u>(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u>	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 <u>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専</u>	号の改正

	<u>門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	
(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	字句の改正 字句の削除 字句の改正 字句の改正
(3) （略）	(3) （略）	
(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目並びにこれらに相当する</u>	(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課	字句の改正 字句の改正 字句の改正

<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	<u>程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	字句の改正
(5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	字句の追加 字句の改正 字句の改正
(6) （略）	(6) （略） (7) <u>技術士法第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）</u>であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す	号の追加

	<u>るもの</u> <u>(8) 建設業法施行令第37条第</u> <u>1項及び第2項に規定する</u> <u>土木施工管理に係る一級の</u> <u>技術検定に合格した者であ</u> <u>って、3年以上水道に関す</u> <u>る技術上の実務に従事した</u> <u>経験を有するもの</u>	号の追加
--	---	------

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）の施行による水道法施行令（昭和32年政令第336号）の改正及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）の施行による水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。